

11

河川区域への縦断占用手続き

11 河川区域への縦断占用手続き

1 解説

河川区域への縦断方向における地下埋設の占用許可は、工作物設置許可基準（平成6年9月22日建河治発第72号）及び河川敷地占用許可準則（平成17年4月12日河管第377号の2）に基づき、原則認められていない。

しかし、都市化の進展に伴い、結果的に河川管理用通路が唯一の接続道路となるなど、河川管理用通路に給水管を布設する必要がある、かつ、河川管理者及び道路管理者との協議において河川管理上の支障がないと判断された場合、占用許可が認められることもある。

2 事前協議

(1) 河川区域へ縦断方向に給水管を布設し給水を希望する者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ河川区域への給水管縦断布設事前協議書（指針第41号様式）に必要書類を添えて企業長に提出し、事前協議を行うものとする。

(2) 河川区域への給水管縦断布設事前協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- ア 案内図 イ 公図 ウ 謄本又は要約書 エ 給水計画図
- オ 河川占用計画図 カ 河川境界整備図の写し
- キ その他必要とする図書

(3) 企業長は、関係所管との協議後、事前協議の結果について、河川区域への給水管縦断布設事前協議回答書（指針第42号様式）を申請者に交付するものとする。

3 各種申請

申請者は、事前協議の結果に基づき設計を行い、給水装置工事申込、道水路占用許可申請及び河川法第24条及び第26条の規定による申請を行うものとする。

4 給水装置の構造及び材質等

河川区域への給水管縦断布設事前協議回答書により、給水主管の無償譲渡が必要な場合は、給水計画上の留意点、給水装置の構造及び材質並びに配管形態に関して、給水装置設計施工指針第8章給水装置先行取出に準ずること。

5 無償譲渡

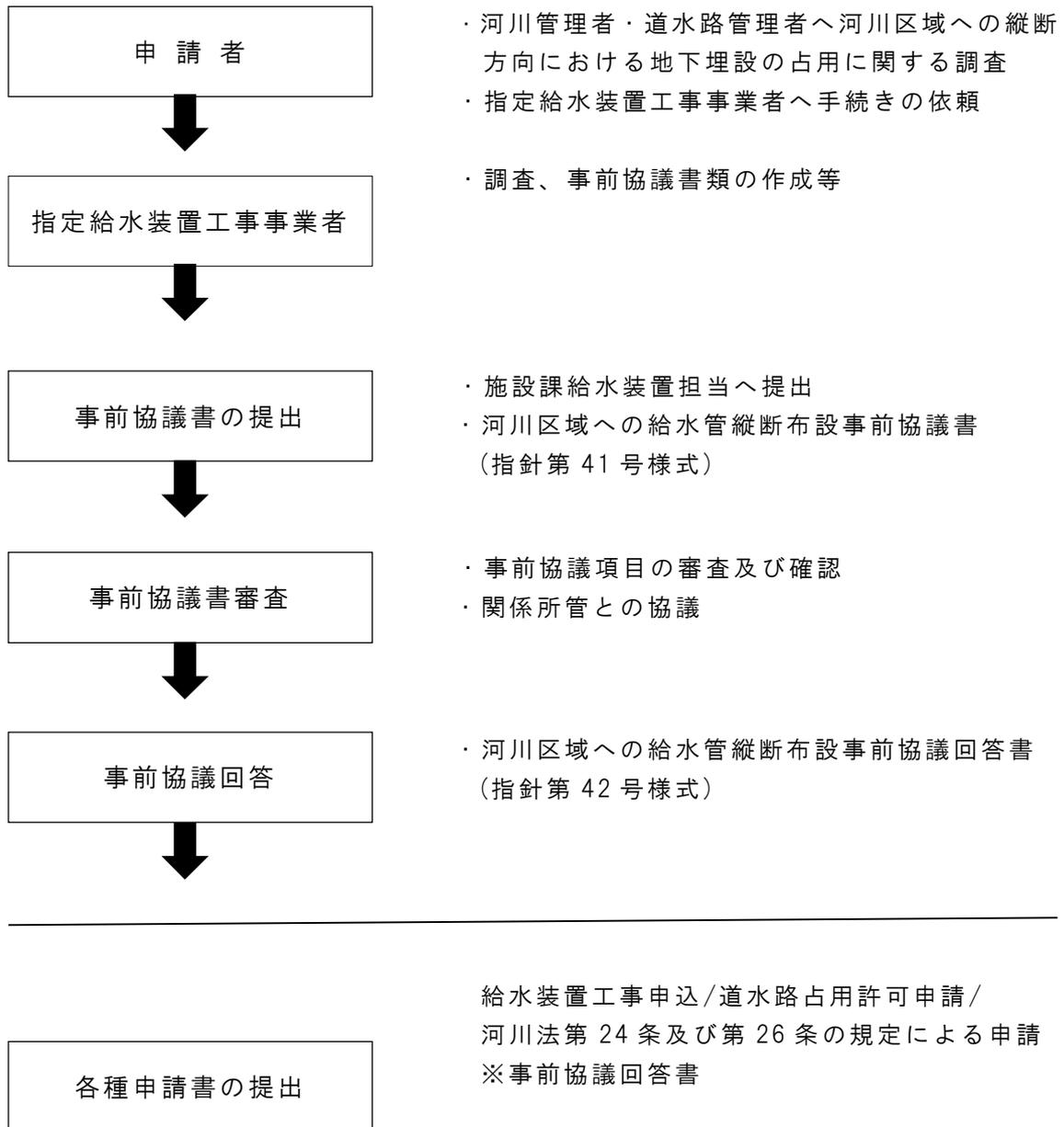
(1) 申請者は、事前協議の結果、河川管理者より許可条件があった場合は、河川区域に縦断する給水主管は越谷・松伏水道企業団へ無償譲渡するものとする。

(2) 前号の無償譲渡は、河川区域への縦断布設給水管無償譲渡申込書（指針第43号様式）を河川法第24条及び第26条の規定による申請に添付し、企業長へ提出することによって行うものとする。

6 その他

この章に定めのない事項については、別に協議するものとする。

河川区域への縦断占用手続きフロー図



●河川敷地占用許可準則

(治水上又は利水上の基準)

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。(以下省略)

(一～三は省略)

四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。

五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

●工作物設置許可基準

(設置等の一般的基準)

第四 工作物の設置等にあたっての一般的基準は次のとおりとする。

(一～五は省略)

六 河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする。

(設置の基準)

第十七

一 共通事項

① 縦断的に設置しないことを基本とするものとする。

●河川の縦断方向における管理施設の許可基準について(平成 13 年 10 月 31 日河砂第 565 号)

3 許可するにあたっての検討対象となる条件

- (1) 他に適当な埋設場所がないこと
- (2) 河川改修工事が整備済みであること
- (3) 原則として無堤防河川であること
- (4) 治水上の支障がないこと
- (5) 河川管理用通路が道路法上の通路であり、かつ兼用工作物協定等を結んでいること
- (6) 埋設箇所は極力提内地側に寄せること
- (7) 埋設管の口径は必要最小限とする